

4月10日(日)投・開票



明るい選挙イメージキャラクター
選挙のめいすいくん

福岡県知事選挙 福岡県議会議員一般選挙

*県議会議員一般選挙は、宗像市選挙区の定数が2に増えました

- 投票日時 4月10日(日) 午前7時～午後8時
- 大島投票区と地島投票区は繰り上げ投票
- 開票日時 4月8日(金) 午前7時～午後6時
- 開票場所 宗像ユリックス・イベントホール
- 告示日 宗像ユリックス・イベントホール
- 県知事 3月24日(木)
- 県議会議員 4月1日(金)

投票できる人・できない人

満20歳以上の国民には選挙権がありますが、宗像市で投票するためには、宗像市選挙人名簿に登録されている必要があります。

今回の選挙人名簿に登録されている人は、平成3年4月11日までに生まれた人で、転入の場合は、平成22年12月31日までに転入届を出し、平成23年3月31日まで引き続き居住して住民基本台帳に記載されている人です。

平成23年1月1日以降に転入してきた人

平成23年1月1日以降に宗像市に転入届を出した人は、市の選挙人名簿には登録されていませんので、宗像市の投票所では投票できません。ただし、福岡県内の

- 市町村から転入した人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、市区町村で交付を受けた「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を持って、次のいずれかの方法で投票してください。
- ①投票当日に、前住所地の投票所で投票する
 - ②投票日前日までに、前住所地の選挙管理委員会や期日前投票所を請求し、投票日前日までに交付された投票用紙を持って、宗像市選挙管理委員会に不在者投票をする
 - ③前住所地の選挙管理委員会に投票用紙の交付を請求し、投票日前日までに交付された投票用紙を持って、宗像市選挙管理委員会に不在者投票をする
- *短期間で何回も住所を異動した人は投票できない場合がありますので、早めに前住所地(福岡県内)の選挙管理委員会へ問い合わせを

宗像市で投票できる人・できない人		投票の可否
住所を変えていない人	平成3年4月11日までに生まれた人	○
	平成3年4月12日以降に生まれた人	×
市外から宗像市に転入した人 *平成3年4月11日までに生まれた人	平成22年12月31日までに転入届を出した人	○
	平成23年1月1日以降に転入届を出した人	×

選挙人名簿に登録されている一人ひとりに、投票所入場券(ハガキ)を郵送します。

入場券には、投票日や投票所を表示し、投票所での選挙人名簿との照合をスムーズにするために発行しています。

投票に行く時は、投票所の場所や氏名などをよく確かめ、自分の入場券を持参してください。

投票所へ持っていくもの

届かなかったり、なくした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。居住している地域の投票所で、受付に申し出てください。

投票所入場券が届かない原因として以下のようなものが考えられます。

- ▽市選挙管理委員会が印刷していない
- ▽郵便局の誤配
- ▽受取人の都合などで郵便物の転送手続きや配達停止を郵便局に申し込んでいるなど

入場券が届かなかったり、なくした場合

入場券が投票日までに届かなかったり、なくした場合は、投票の順序は、①福岡県知事選挙(桃色)②福岡県議会議員選挙(白色)です。①②とも、投票用紙に候補者名を記載してください。

投票の方法

投票の順序は、①福岡県知事選挙(桃色)②福岡県議会議員選挙(白色)です。①②とも、投票用紙に候補者名を記載してください。

余計な文字を書いたりすると、投票が無効になりますので注意してください。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事、入院、冠婚葬祭、旅行、レジャー、買い物などで投票所に行けない人は、次の期間に「期日前投票」をすることができます。

- 投票場所・期間 市役所/3月25日(金)～4月9日(土)
- 午前8時30分～午後8時(土・日曜日可)
- 県議会議員選挙は4月2日(土)から開始

▽大島行政センター/4月2日(土)～同7日(木)

*午前8時30分～午後5時

投票場所と投票方法

- ①市役所・大島行政センターでする場合
投票所入場券を持参してください。入場券に宣誓書を添付しています。あらかじめ記載しておけば、期日前投票所での記
- ②出張・旅行先でする場合
市区町村の選挙管理委員会に準備している「請求書・宣誓書」で投票用紙を宗像市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙を滞在地に郵送しますので、それを持って滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。
- ③病院(県選挙管理委員会が指定した施設)などでする場合
入院中の人で歩行が困難な人は、病院長に申し出てください。

郵便等投票

体に重度の障がいがあり、投票所に行けない人は、在宅で「郵便等投票」を使うことができます。

制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書(7年有効)」の交付を受ける必要があります。受けていない人は、

障がいの部位	障がいの程度
両下肢・体幹・移動機能	1級か2級
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級か3級
免疫・肝臓	1級～3級
両下肢・体幹	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証を持っている人	要介護5

障がいの部位	障がいの程度
身体障害者手帳を持っている人	1級
戦傷病者手帳を持っている人	特別項症～第2項症

市選挙管理委員会でする。投票用紙の請求申請は、4月6日(水)までです。大島投票区と地島投票区は4月4日(月)までです。

(表1)郵便等投票の対象者(表2)代理記載制度の対象者

表1に該当する人で、自分で投票の記載をすることができない人として定められた表2に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届け出た人(選挙権を有する人に限る)が投票に関する記載をすることができます。

点字投票

目の不自由な人は、点字で投票することができます。投票所の係員に申し出てください。

*期日前投票でも点字投票はできます

開票は午後9時開始

宗像ユリックス・イベントホールで、4月10日(日)午後9時から開始します。

問い合わせ先
市選挙管理委員会(総務課内)
☎(36) 1375



投票場所 選挙名	3/25~4/1 (金)	4/2~4/7 (土)(木)	4/8 (金)	4/9 (土)	4/10 (日)
市役所 県知事	期日前投票 ○	期日前投票 ○	期日前投票 ○	投票日 ○	投票日 ○
市役所 県議会議員	投票不可 ×	期日前投票 ○	投票不可 ×	投票不可 ×	投票不可 ×
大島行政 センター 県知事	投票不可 ×	期日前投票 ○	繰り上げ 投票日 ○	投票不可 ×	投票不可 ×